

## 魚津市告示第45号

### 市税の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、市税の収納事務を次のように委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項並びに魚津市会計規則（平成29年規則第3号）第20条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

魚津市長 村椿 晃

- 1 収納の事務を委託した者
  - (1) 主たる事務所の所在地及び代表者名
    - ア 富山市堤町通り1丁目2番26号  
株式会社北陸銀行  
代表取締役頭取 庵 栄伸
    - イ 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号  
地銀ネットワークサービス株式会社  
代表取締役社長 長谷川 芳完
  - (2) コンビニエンスストア
    - ア 国分グローサーズチェーン株式会社
    - イ 株式会社しんきん情報サービス
    - ウ 株式会社セイコーマート
    - エ 株式会社セブンーイレブン・ジャパン
    - オ 株式会社ファミリーマート
    - カ 株式会社ポプラ
    - キ ミニストップ株式会社
    - ク 山崎製パン株式会社
    - ケ 株式会社ローソン
  - (3) スマートフォン等の決済サービス提携先
    - ア ウェルネット株式会社
    - イ LINE Pay株式会社
    - ウ Pay Pay株式会社

## 2 委託した事務の範囲

固定資産税、市民税県民税（普通徴収分）、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険税の収納

## 3 委託した期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

## 4 収納の方法

市が発行したコンビニエンスストア収納用バーコードが付されている納付書による収納

スマートフォン等の電子機器決済サービス利用による収納